

目次

- 政府の実行計画
- 九州ブロック官庁施設保全連絡会議を開催しました。
- 台風の備えは万全ですか ■B I M M S - Nの機能紹介
- 建築点検コーナー(空調機)
- 営繕事務所だより(長崎営繕事務所)

地球温暖化
防止のための
新たな

政府の実行計画

～取組み強化に向けて技術的な協力を実施しています～

平成19年3月30日、京都議定書の約束期間の開始を来年に控え、引き続き政府が率先して温室効果ガスの抑制等に取り組むため**新たな政府の実行計画**が閣議決定されました。

政府の平成18年度排出量推計値(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会)の平成13年度実績比較は、7%減の目標に対し15.7%減、このうち庁舎エネルギー使用に伴うものは6%減相当と着実に成果が上がってきています。ただし、国内の総排出量については、京都議定書による基準年(1990年)の総排出量と比べ、7.8%増、官庁施設の属する「業務その他部門」については基準年比で44.6%増(2005年度確定値)となっており、いまだ一層の努力が必要とされています。

営繕部では、引き続き施設の使用に伴って排出される温室効果ガスの排出抑制を推進するために、各府省からの要請を受けて、施設の温室効果ガス削減計画の作成・推進に関する**技術的な協力を実施しています**。

具体には、光熱費データの分析・解析、「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き」を用いた運用改善、省エネ改修による削減量の算定等のアドバイスをを行います。

詳しくは、担当窓口までご連絡ください。

担当窓口：九州地方整備局営繕部計画課 092-476-3535(ダイヤルイン)

※正式名称：「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」 <http://www.env.go.jp/earth/action/index.html>

新たな 「政府の実行計画」 の概要



- 第一 対象
：政府の各行政機関が行う事務及び事業
- 第二 期間等
：平成19年度～平成24年度まで
- 第三 温室効果ガスの排出実態
：毎年度、総排出量を公表
- 第四 内容、目標（関連箇所のみ抜粋）
：建築物の建築、管理等にあたっての配慮
(1)建築物の新築における省エネルギー対策の徹底
(2)既存建築物における省エネルギー対策の徹底※1
(3)冷暖房の適正な管理 (4)水の有効利用
(5)太陽光発電の導入及び建物の緑化 ※2
：その他の事務・事業にあたっての配慮
(1)エネルギー使用量の抑制 (2)ゴミの分別 (3)廃棄物の減量
：職員に対する研修等
：関係府省ごとの実施計画の策定
(1)関係府省は「実施計画」を策定
(2)平成18年度までの目標を達成できなかった関係府省にあつては
超過率分を8%削減目標に上乘せ
：推進体制の整備と実施状況の点検
：数量的な目標
(1)平成22年度から平成24年度までの年平均排出量を
平成13年度比8%削減
：備考 具体的、細目的な措置は、別途実施要領を定める。 ※3

※1「政府実行計画における庁舎ESCO促進のための簡易ESCO診断実施基準」 平成19年3月30日 地球温暖化対策推進本部幹事会

申し合わせ

※2「太陽光発電の導入及び建物の緑化に係る整備の考え方」 平成19年3月30日 地球温暖化対策推進本部幹事会申し合わせ

※3「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」

平成19年3月30日 地球温暖化対策推進本部幹事会申し合わせ

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8230>

九州ブロック官庁施設保全連絡会議 開催しました

平成19年6月6日(水)13:30～16:30まで、福岡市博多区の第三博多借成ビルで九州ブロック官庁施設保全連絡会議を開催しました。会議は、九州管内の各府省ブロック官署の施設保全責任者を対象に33官署67人の会議となりました。



会議の内容

- ・「国家機関の建築物等の保全の現況」の紹介
- ・地球温暖化対策に係る新たな政府実行計画について
- ・保全業務支援システムの概要説明
- ・施設特別整備について(建物改修の予算について)
- ・国家機関の法定点検について(法令等に定められた点検)
- ・災害(地震、台風、火災等)への備えと、災害発生時の連絡について

会議の後に、相談コーナーを設けて出席者からの相談を受けました。

7月には、各地区で、施設管理者の方を対象に官庁施設保全連絡会議を行っていきます。今後とも保全についての質問や相談はお気軽に電話してください。

保全業務支援システムの操作説明会を開催

九州技術事務所研修所2階0A室

6月15日、6月27日の2日間



九州ブロック官庁施設保全連絡会議の出席依頼の際にアンケートを返送して頂きまして、説明会を希望されました府省の皆様を対象に、保全業務支援システム(BIMMS-N)の説明会を実施しました。

6月15日(金)と6月27日(火)に、2日間で延べ8名の方に参加していただきました。

内容は、保全実態調査票記入要領の説明、〈点検記録情報管理〉機能、中長期保全計画等の機能紹介を行いました。

また、実際にインターネットに接続して、BIMMS-Nの画面を見ていただきながら操作についての説明をしました。

今後の業務に参考になればと思っています。暑い中参加ありがとうございました。

保全業務支援システム(BIMMS-N)のログイン方式が変わります

平成19年7月21日より保全業務支援システム(BIMMS-N)のログイン方式が変わります。ログイン方式の影響範囲は、ログイン画面のみであり、その他の画面や使用方法、IDやパスワードそのものについては、変更されません。ログインの操作ステップが2回から1回に簡略化されます。各府省の管理責任者の方より連絡があると思いますが、問い合わせは、保全指導・監督室又は、長崎、熊本、鹿児島各営繕事務所までご連絡ください。

そろそろ
シーズン？

台風の備えは万全ですか？

台風や大雨は、ある程度予測できるので事前に点検の上、必要に応じて保守整備を行ってください。



点検目的

- ・強風による破損、転倒等の防止
- ・物の飛散による周辺への2次災害の防止
- ・室内への雨水等の進入防止
- ・執務に支障がないような執務環境の保持

※台風の時に、被害があった場合は、九州地方整備局保全指導・監督室又は、長崎、熊本、鹿児島各営繕事務所までご連絡ください。

施設の点検

- ・屋上、ルーフトレインの排水状況はよいか？
- ・外壁仕上げ材の剥落、浮き等はないか？
- ・排水溝に泥が溜まっていないか？
- ・屋外階段及びバルコニーに飛散の恐れ、通行の妨げになる物品はないか？
- ・ガラスのきず破損等はないか？
- ・アンテナや機器類の固定状況はよいか？
- ・自家発電機に燃料はあるか？
- ・防水堤、止水板は動くか。また、設置準備はできているか？
- など

BIMMS-Nの機能紹介

点検記録情報管理

その1

保全実態調査票の入力は、保全業務支援システム(BIMMS-N)により入力作業を行っていただいておりますが、保全業務支援システムには、いろいろな機能があります。今回は、(点検記録情報管理)機能について説明します。これまで、点検記録は紙により保存していましたが、今般、保全業務支援システムに(点検記録情報管理)機能が加わったことにより、システム上に保存することが可能となりました。また、Excel形式の出力用紙は保全台帳の様式2として活用できます。

下記が主な作業の流れです。

1 説明書のダウンロード

詳しい説明資料がこちらよりダウンロードできます。資料を参考に作業を行ってください。

2

2006 年度(西暦) **新規登録**

2006

新規登録をクリック

3

点検記録管理

点検記録の新規作成

登録件数は最大で10棟で10棟登録している場合、「新規作成をクリック

4

点検記録情報管理

登録名称: 事務庁舎31

2006年度

点検記録の新規作成

登録件数は最大で10棟で10棟登録している場合、「新規作成をクリック

点検を行った職員又は、委託業者の情報を記入

点検記録を入力する。レ点及びプルダウンメニューより選択。

こまめに登録してください。

5

ダウンロード

入力後、「ダウンロード」ボタンを押すと、Excel形式の点検記録(総括表)を出力します。

点検期限のお知らせ(警告)機能があります。

- (赤) 点検期限を過ぎています
- (橙) 点検期限まで1か月を切りました
- (緑) 点検期限まで3か月を切りました

入力情報は、保全実態調査表にも反映できます。

説明は一部分なので、詳しくはダウンロード資料を見て作業してください。



建物点検コーナー

(その4)



建築基準法及び官公庁施設の法定点検をはじめとした建物の点検について、シリーズでお知らせしています。本号は、空調機（エアコン）の室内機及び室外機をクローズアップして解説します。

空調機



クローズアップ

◆定期点検周期

- ・年4回（冷房イン、冷房オフ、暖房イン、暖房オフ）
- ・運転中は月1回の点検をして下さい。（フィルター）

◆管理上の注意事項

- ・**室外機のそばに障害物がないか。**
＜室外機の通風が妨げられないようにしてください。＞
- ・**フィルターが汚れていないか**
＜掃除機で吸い取るか、水洗いをして下さい＞
＜カビがあれば、専門業者に依頼して下さい＞
- ・**リモコンの運転ランプが点滅した場合**
＜エラーコードを確認して下さい＞
＜運転の動作確認をして下さい＞
＜対処が出来ない場合は専門業者に依頼して下さい＞

室内機



フィルターは汚れていませんか

室外機



本体に著しい腐食、損傷、異常振動、異常音等はないか

◆専門業者の確認

あらかじめ専門業者を確認しておいて下さい。

長崎営繕事務所の管轄地域

長崎県全域
佐賀県の一部

伊万里市、武雄市、鹿島市、
西松浦郡、杵島郡、藤津郡、嬉野市

～営繕事務所だより(5)～ 長崎営繕事務所

《地域の国家機関の皆様を支援する九州地方整備局の営繕事務所（長崎、熊本、鹿児島）からの情報を紹介しています。今回は「長崎営繕事務所」です。》

『職場や家庭のエアコンのフィルター清掃はお済みですか？』

冷房シーズンとなりました。長崎営繕事務所でもエアコンのフィルター清掃を行いました。暖房シーズン前や年末にフィルターの清掃を行っていましたが、やはり暖房期のホコリが溜まっていました。

エアコンのフィルター清掃を怠ると送風量が落ちるため冷暖房効率が低下し、エネルギーロスとなります。

地球温暖化防止には設定温度28℃はもちろんですが、フィルター清掃も地球温暖化防止に寄与します。職場や家庭で身近に出来る『地球温暖化防止』に取り組みましょう。

管理されている施設についてお困りのことが有りましたら、下記相談窓口にて随時受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。



ホコリが……



【相談窓口】九州地方整備局 長崎営繕事務所 技術課

住所：長崎市花園町26-11

tel/fax : 095-861-5251/095-861-5252 e-mail : nagaiei@qsr.mlit.go.jp

事務局

九州地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全指導係

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

TEL 092-476-3539

FAX 092-476-3488

E-メールアドレス tatemono-hozen@qsr.mlit.go.jp

長崎営繕事務所 技術課 TEL 095-861-5251

〒852-8024 長崎市花園町26-11

熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-366-2200

〒862-0971 熊本市大江3-1-53

鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188

〒892-0816 鹿児島市山下町13-21